「Ⅳ　その他非化石エネルギー源の利用に関する事項

（注）参考値として、昨年度の調整後排出係数（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第20条の２に規定する調整後排出係数をいう。）を記載すること。」

改める。

様式第二中「のうち一般電気事業又は特定規模電気事業を行う者」を削る。

附　則

1　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　平成二十七年度分のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画（次項において単に「計画」という。）については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（次項において「規則」という。）第三条第一項の規定は適用しない。

3　この省令の施行の際現に計画を規則第三条第一項に基づき提出している特定エネルギー供給事業者については、同条第四項の規定は、この省令の施行の日以後最初に計画を提出する日までの間は、適用しない。

○経済産業省・国土交通省令第四号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イ及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第一号中「十人」を「九人」に、「十一人」を「十人」に改め、同表第二号中「十一人」を「十人」に、「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改め、「一酸化炭素等発散防止装置」の下に「の型式について」を加える。

第二条中「、国土交通省令」を「・国土交通省令」に改め、同条の表中「十人」を「九人」に、「十人以上」を「十人」に、

次のいずれかに該当する乗用自動車 一　型式指定自動車以外のもの 二　液化石油ガスを燃料とするもの	を

「

型式指定自動車以外の乗用自動車	

」

に改める。

第三条中「、国土交通省令」を「・国土交通省令」に改める。

附則第二項中「当分の間、」の下に「特定エネルギー消費機器である自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものの製造若しくは輸入の事業を行う者又は」を加え、「、当該」を「当該」に、「者から」を「者から、」に改め、「方法による申請」を「ところにより申請」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第一条の表第二号の改正規定中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める部分及び「一酸化炭素等発散防止装置」の下に「の型式について」を加える部分並びに第二条の表の改正規定中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める部分は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であって、乗車定員十人かつ車両総重量三・五トン超のものに対するこの省令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第一条及び第二条の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

乗車定員十一人以上の乗用自動車	車両総重量三・五トン以下の乗用自動車	次のいずれかに該当する乗用自動車 一　型式指定自動車以外のもの 二　液化石油ガスを燃料とするもの
	車両総重量三・五トン超の乗用自動車	次のいずれかに該当する乗用自動車 一　型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外のもの 二　揮発油又は液化石油ガスを燃料とするもの

○経済産業省・環境省令第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

一〇〇分の〇	
一〇〇分の〇	
一〇〇分の一〇	
一〇〇分の〇	
一〇〇分の〇	
一〇〇分の二〇	

「

一〇〇分の〇	
一〇〇分の〇	
一〇〇分の一〇	
一〇〇分の五	
一〇〇分の〇	
一〇〇分の〇	

」